

行政経営会議の内容

件 名	大和農業振興地域整備計画の変更について
所 管 部	環境施設農政部
日時・場所	令和5年7月21日（金） 9：00 ～ 9：30 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、議会事務局長、教育部長、消防長、農政課長
提 出 理 由	大和農業振興地域整備計画における農用地区域等の変更にあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 - 農用地利用計画は減少した農用地区域を定める内容となっているが、政策的な考え方として、農用地利用計画以外の計画において新規事業等を実施し、農業振興を図るということによいか。 （所管部）そのとおり。本市は地域的な理由などから農用地の拡大は難しいが、農用地拡大以外に実施できる事業を進めていく。 - 農業生産基盤についての本市の現状や、今後の取り組みは。 （所管部）地元の農家の方々が必要とする施設等の整備について可能な限り協力し、今後も農業振興が図られるようにしていく。 - 農業振興地域整備計画は、調整区域を対象とした計画であり、調整区域内で農用地を拡大していくのは難しい。一方、都市農業振興基本計画には市街化区域も含まれている。後者の計画においては、農地を保全していく取組みや、農家の意見を反映させた取組みはあるか。 （所管部）大和市都市農業振興基本計画には大きく3つの柱があり、①地場農産物の地元での消費拡大、②市民の農への理解と関心を高める、③農地の保全である。農地の保全のための取組みとしては、「生産緑地の貸し借り」、「農地の利用権の設定」、「市民農園等の整備」等がある。 - 農用地区域の除外について、農用地区域に指定した時と現在で、どのように状況が変わったのか。例えば、不適地の小規模点在は、指定時点で既に孤立していたのか、それとも状況が変わって孤立したのか。 （所管部）指定時は農用地としてふさわしい状況であったが、都市化が進むにつれて住宅地の拡大等が生じ、小規模点在や集落介在の状況となった。 - 農用地区域に住宅が建つことを防がないと、農業振興は難しいのでは。 - 農業近代化施設の整備計画において、コインロッカー型直売施設の新設があるが、直売施設の計画にあたり、消費者ニーズをどのように捉えているか。また、大型直売所を充実することについての検討はあったか。 （所管部）大型直売所は農協が中心となって整備するが、多量の品物を確保する必要があることや、開設場所の問題もあり、現状では難しいと考える。消費者ニーズについては、作り手の顔が見える新鮮な作物を身近で購入できる場所を増やすことで、一定のニーズに応えられていると考える。 直売所の充実については、大型直売所は難しいとしても、コインロッカー型以外の小規模直売所の設置希望が農家からあれば、できる限り協力していきたい。

	・本計画を変更するにあたり、農協や農家の意見を反映しているか。 （所管部）この計画変更についてのアンケート調査は実施していないが、日頃から農家の方々と接する中で、要望や思いを聞き取りながら計画を進めてきた。今後、計画案について農業委員会や農協に意見を求める予定である。
会議結果	案のとおり、進めていく。